

【役員報酬及び役員退職金】

役員に役員報酬を支給しておらず、今後も支給の予定はない。
また、役員退職金も支給はしていない。役員報酬・退職金規程には、
その旨が定められている。

役員に対する報酬・退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人東京キリスト教青年会寄付行為第30条に基づき、本会の役員への報酬、退職金、及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 役員とは、理事及び監事で、理事は次の4種とする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 常務理事

(報酬)

第3条 役員は、無報酬とする。

(退職金)

第4条 役員には、退職金は支払わない。

(費用弁償)

第5条 役員には費用を弁償することができる。

附則

この規程は、2006年10月19日から施行する。(2006年10月19日理事会議決)